○農林水産省告示第千九百九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年六月十一日

農林水産大臣　林　芳正

表株式会社北海道畜産公社上川事業所の項中「株式会社北海道畜産公社上川事業所」を「株式会社北海道畜産公社道央事業所上川工場」に改め、同表株式会社北海道畜産公社上川事業所道北食肉センターの項を削り、同表株式会社北海道畜産公社北見事業所の項中「株式会社北海道畜産公社道北見事業所」を「株式会社北海道畜産公社道東事業所北見工場」に改める。

○農林水産省告示第千九百十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年六月十一日

農林水産大臣　林　芳正

表京都府の項中「京都農業協同組合」を「京都丹の国農業協同組合　農業協同組合」に改める。

○経済産業省告示第百五十二号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Aのグループ Ⅰ、議定書附属書Aのグループ Ⅱ、議定書附属書Bのグループ Ⅰ、議定書附属書Bのグループ Ⅱ、議定書附属書Bのグループ Ⅲ、議定書附属書Cのグループ Ⅰ、議定書附属書Cのグループ Ⅱ、議定書附属書Eのグループ Ⅰに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十五年六月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　議定書附属書Aのグループ Ⅰに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　マイナス五トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　五トン

2　議定書附属書Aのグループ Ⅱに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

3　議定書附属書Bのグループ Ⅰに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

4　議定書附属書Bのグループ Ⅱに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

5　議定書附属書Bのグループ Ⅲに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

6　議定書附属書Cのグループ Ⅰに属する物質

一　生産量　二百九十七トン

二　消費量　三百四十二トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　六十八トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　二十三トン

7　議定書附属書Cのグループ Ⅱに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

8　議定書附属書Cのグループ Ⅲに属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

9　議定書附属書Eのグループ Ⅰに属する物質

一　生産量　八十三トン

二　消費量　九十四トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　十一トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

○国土交通省告示第六百二十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

表斐伊川水系の項中

「

斐伊川	左岸	島根県雲南市木次町下熊谷百二十六番の五地先	木次、新伊萱、大津、灘分	中国地方整備局出雲河川事務所
	右岸	同市同町西日登二千四百五十二番の三地先		松江地方気象台
	左岸	島根県出雲市出島町十九番の三地先		
	右岸	同市島村町三百七十三番の六地先		

」を